

令和8年8月25日

「海上自衛隊呉地区における移動販売店の設置及び経営」
募集要領

令和8年9月
海上自衛隊呉艦隊基地隊

募集要領

1 概要

広島県呉市幸町 8－1 他に所在する海上自衛隊呉地区において、職員及び来庁者等の利便性を確保するため、移動販売店（生鮮食品及びアルコールを除く食品）の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 物品の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)参加者資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「物品の販売」又は「役務の提供等」の D 等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (9) 本要領に掲げる事項のほか、別添 1「仕様書」、別添 2「国有財産使用許可書」に定める条項を遵守できる者であること。

3 設置場所及び地区名称

番号	設 置 場 所	地区名称
1	広島県呉市幸町 8－1 「城山厚生センター」屋外（建物付近）	総監部地区
2	広島県呉市昭和町 5－2 「係船堀厚生センター」屋外（建物付近）	係船堀地区
3	広島県呉市幸町 1－1 「呉教育隊厚生館」屋外（建物付近）	呉教育隊地区
4	広島県呉市昭和町 4－1 0 「潜水艦教育訓練隊本部庁舎」屋外（建物付近）	呉潜水艦基地隊地区

4 設置期間

令和9年4月1日（木）から令和10年3月31日（金）

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

(2) 設置場所

前3項における4地区各1区画とする。1区画15㎡とし、区画の設置場所については、別途連絡する。細部の設営位置は、移動販売店を開催の都度担当者が指示する。

(3) 実施予定回数

別途連絡（終日単位）する。

(4) その他

細部については、仕様書のとおり。

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

下記のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限までに郵送又は手交により提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類 （提出部数：正1部）

(ア) 申請書（別紙様式第1）

(イ) 添付書類 （提出部数：正1部）

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第2）

b 企画提案書（別紙様式第3）

会社概要及び以下の内容を記載すること。

(a) 電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無

(b) 省エネルギー・環境対策への取り組み

(c) クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

(d) 従業員管理及び人員配置

(e) 要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法

(f) 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況

(g) 営業方針

(h) その他のアピールポイント

c 企画提案書付属書類 （提出部数：正1部）

(a) 販売商品カタログ、店内レイアウト

(b) その他企画提案書の具体的資料等

(ウ) その他関係書類 （提出部数：正1部）

応募に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書等の審査は行わず無効とする。）

a 業務確約書（別紙様式第4）

b 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

※ 個人の場合は提出不要。発行後3ヶ月以内のもの。

c 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目等、上記内容が記載されたパンフレット等でも可。）

d 財務諸表

個人： 所得税青色申告決算書、確定申告書

法人： 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

※ 申請日直前1年以内に税務署に提出したもの

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

個人： その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。）

法人： その3の3（「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。）

※ 発行後3ヶ月以内のもの

f 会社概要（様式は問わない。上記c営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要。）

g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し又は営業届出書の写し（該当する場合のみ）

h 誓約書（別紙様式5）

i 役員名簿（別紙様式6）

j 印鑑証明書

k 履歴書（写し可）

注 全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒737-0028 広島県呉市幸町7-1

海上自衛隊呉艦隊基地隊厚生科（城山厚生センター1階）

担当 吉松（ヨシマツ）、梶西（カジニシ）、田窪（タクボ）

TEL 0823-22-5511（内線2375）

ウ 提出期限

令和8年10月16日（金）16時45分

(2) 応募業者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出されたとき。

イ 提出書類が募集要領に記載されている事項を満たさないとき。

ウ 提出書類に虚偽の記載があったとき。

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。

オ 防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納したことがある又はしているとき。

カ その他、違反と認められる行為が確認されたとき。

(3) 提出書類の変更の禁止

原則、提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止とする。

7 選考の方法

申請書類に基づく総合的審査を実施する。

8 決定業者への通知等

応募者に対しては、選考結果（採用の可否）を郵送する。

なお、決定日時等は次のとおり。

(1) 決定業者発表時期（予定）

令和8年10月下旬

(2) 営業日時等

決定業者からの要望を基に、国側が決定する。

9 業者決定後の提出書類

決定業者とされた者は、下記のとおり、(1)の提出書類を、(2)の提出先に、(3)の提出期限までに郵送又は手交により提出すること。

なお、書式等の詳細は別途連絡する。

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書

イ 上記アの面積が分かるもの

(2) 提出先

〒737-0028 広島県呉市幸町7-1

海上自衛隊呉基地業務隊厚生科（城山厚生センター1階）

担当 吉松（ヨシマツ）

TEL 0823-22-5511（内線2375）

(3) 提出期限

令和8年11月20日（金）16時45分

10 募集要領等に関する質問

募集要領等について質問がある場合は、質問票（別紙様式7）を下記まで提出すること。

提出先： 〒737-0028 広島県呉市幸町7-1

海上自衛隊呉基地業務隊厚生科（城山厚生センター1階）

担当 吉松（ヨシマツ）、梶西（カジニシ）、田窪（タクボ）

TEL 0823-22-5511（内線2375）

申請書

令和 年 月 日

海上自衛隊
呉艦隊基地隊司令 殿

本 社（ 店 ） 所 在 地

フ リ ガ ナ

商 号 又 は 名 称

フ リ ガ ナ

代 表 者 の 氏 名

印

法 人 個 人 の 別

個人 ・ 法人

フ リ ガ ナ

担 当 者 の 氏 名

住 所

電 話 番 号

広島県呉市幸町8－1他に所在する海上自衛隊呉地区において、移動販売店（生鮮食品及びアルコールを除く食品）を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

《申請を行う地区及び業種》

① 地区（設置場所）		② 業種
総監部地区（屋外）		
係船堀地区（屋外）		
呉教育隊地区（屋外）		
呉潜水艦基地隊地区（屋外）		

※①は、希望地区に○をする。

※②は、業種を記入する。（例）ドーナツ販売

※申請書の押印には、登録印を使用する。

企画提案書（移動販売店）

会社概要

業 者 名		
本 社 所 在 地		
令和 7 年 9 月 から 令和 8 年 8 月の出店実績と主な出店 場 所	出店実績 約 回	主な出店場所
年 間 売 上 高		

防衛省における企画提案

(a)	電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無
(b)	省エネルギー・環境対策への取り組み
(c)	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
(d)	従業員管理及び人員配置
(e)	要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法
(f)	衛生管理方法及び過去 3 年間の法令遵守状況
(g)	営業方針
(h)	その他のアピールポイント

業務確約書

令和 年 月 日

海上自衛隊
呉艦隊基地隊司令 殿

「海上自衛隊呉地区における移動販売店の設置及び経営」の応募に関し、
仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本 社（店） 所 在 地

フ リ ガ ナ

商 号 又 は 名 称

フ リ ガ ナ

代 表 者 の 氏 名

印

法 人 個 人 の 別

個人 ・ 法人

フ リ ガ ナ

担 当 者 の 氏 名

住 所

電 話 番 号

※申請書の押印には、登録印を使用する。

誓約書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します。
- 2 公序良俗に反する使用等
- 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。
- 3 警察への通報等
- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※ 1）、政治活動標ぼうゴロ（※ 2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。
- ※ 1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- ※ 2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

海上自衛隊
呉艦隊基地隊司令 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名 又は 名称

印

質問票

質問内容

業 者 名	
担 当 者 名	
住 所	
電 話 番 号	